

## (仮称) 和光市こどもの権利条例の骨子案

こどもの権利条例がこどもを権利の主体として位置づける条例であり、こども自身が読んで理解できる表現が求められます。和光市では既に「市民参加条例」で「です」「ます」調を採用しており、こどもの権利保障に関する本条例については、親しみを持ってもらえるよう「です」「ます」調を用います。

### 前文

前文とは「この和光市こどもの権利条例がどのような想いで、どんな和光市を目指して作られたか」を伝えるはじめの大切なメッセージです。

「こどもワークショップ」や昨年度実施した「こどもの権利に関するアンケート調査」などで集められたこどもたちの声をもとに、こども・若者部会委員を中心に議論を重ねて作成しました。

言葉が並列に並んでいる部分もありますが、こちらは今後引き続き検討し、より良い形にしていく予定です。

・私たちは、笑顔が溢れる平和で 優しい  
こどもまんかな

和光市で 生活したい  
暮らしたい です。

・ 自分 の 意見 を 尊重 してください。  
・ 私たち 権利 大切に

・失敗 しても許してくれる  
を恐れず 夢に向かって挑戦したい。

・今、幸せを感じられる。

・約束や秘密を守ってほしい

- ・平等に接してもらえろ。
- ・親へのサポートをしてほしい。

- ・安全で安心できる
- ・相談できる
- ・遊ぶ
- ・休める
- ・自由でいられる
- ・自分らしくいられる

居場所が欲しい。

- ・いじめや差別
- ・大人とこどもが

の無い 仲良く  
を無くしてください。

相互理解  
互いに理解  
尊重

し合う。

## 第1章 総則

条例の制定目的、言葉の定義、条例の目標などを定めます。

「前文」につきましては、権利の主体であるこども・若者たち自身による「宣言」という位置づけにしている一方で、大人がどのような決意でこの条例に向き合うかという「大人の宣言」を第1章条例制定の趣旨及び目標の中で掲げていく構成としています。

### 1 条例制定の趣旨

この条例は、日本国憲法及びこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に則り、こどもの権利が保障され、こどもにとって最善の利益を考え、今を生きる一人一人のこどもが今自分らしく幸せで、将来に向かって夢を持てる社会をつくるために定めるものです。

### 2 言葉の意味

「こども」：18歳未満（また同等の権利を認めることが適当である者）の市

- 内に在住、在学、在勤するなど市内で生活し、活動する人。
- 「保護者」：こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人
- 「こどもに関わる施設」：保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動する施設
- 「市民」：市内に在住、在学、在勤する人
- 「事業者等」：営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動をする団体

### 3 条例の目標

基本となるこどもの権利の4原則

- 「差別の禁止」
- 「生命、生存及び発達に対する権利」
- 「こどもの最善の利益」
- 「こどもの意見の尊重」

## 第2章

こどもの権利の4原則を基本とし、それをさらに具体化した8つの権利を和光市において、特に大切にしてほしい権利として掲げています。

こちら「前文」と同様に、「こどもワークショップ」や昨年度実施した「こどもの権利に関するアンケート調査」などで集められたこどもたちの声をもとに、こども・若者部会委員を中心に議論を重ねて作成しました。

### 4 こどもの権利

こどもの権利の4原則を基本とし、次に掲げる権利を定める。

- ① 自分の気持ちや意見が尊重される権利
  - ・自分の気持ちや意見を聴いてもらえる
  - ・言いたくないときは言わなくてもいい
- ② 意見表明、参加・参画する権利
  - ・自分の気持ちや意見を言える
  - ・地域の活動やまちづくりに参加する
- ③ 安全に安心して暮らす権利
  - ・必要な支援を受けられる
  - ・プライバシーが守られる
  - ・困ったり悩んだりしたときに相談できる

- ・あらゆる暴言・暴力から守られる
- ・SNSやネット上でのトラブルから守られる
- ④ 平等に暮らせる権利
  - ・どんな子どもも平等に権利がある
- ⑤ 自分のやりたいことができる権利
  - ・失敗が許される
  - ・挑戦できる
- ⑥ 自分らしく過ごせる権利
  - ・ありのままの自分が認められ自分らしくいられる
- ⑦ 遊ぶ権利
  - ・わくわくすることや好きなことに夢中になって遊べる
- ⑧ 休む権利
  - ・心や身体が疲れたときに休むことができる
  - ・罪悪感を持たずに休んでいい
  - ・何もしない時間も大切にされる

### 第3章

市、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等のそれぞれの役割を示します。

## 5 役割

市・保護者・市民・子どもに関わる施設・事業者等の役割

### 第4章

子どもの権利を守るための政策として、意見表明や居場所づくり、いじめの未然防止、虐待予防、相談環境など、具体的な政策を位置付けています。

## 6 こどもの権利を守るための政策

- (1) こどもの意見表明と参加・参画の機会確保、意見の尊重
- (2) こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり
- (3) こどもの居場所づくり
- (4) いじめの未然防止
- (5) 虐待予防
- (6) 相談できる環境づくり
- (7) 貧困対策

- (8) こどもの権利に関する施策の推進
- (9) こどもの権利に関する普及啓発

## 第5章

こどもの権利擁護について掲載する予定です。

### 7 こどもの権利擁護

検討中

## 第6章

推進計画や推進体制について示します。

### 8 条例の推進

- (1) 推進計画（和光市こども計画への位置づけ）
- (2) 推進体制